

中心市街地拠点整備基本計画(案)・安城市新図書館基本計画(案) パブリックコメント制度による意見募集の結果

本紙昨年12月1日号や市公式ウェブページなどで意見を募集した2つの計画(案)に寄せられた主な意見とそれに対する市の考え方と計画(案)の変更点をまとめましたので公表します。

中心市街地拠点整備基本計画(案)

●提出数 10人(16件)

■主な意見と市の考え方

●意見1 市営住宅、グループホームや福祉センターなどの高齢者用施設の導入を希望する意見

●市の考え方

拠点施設において、高齢者や障害者向けの公営住宅、介護保険施設としてのグループホームや福祉センターなどの整備は現時点で考えていませんが、民間事業者へのヒアリングで、高齢者向け住宅の整備も可能という意見がありました。今後の社会情勢など見極めながら、市が民間施設として住宅の誘導をするかどうか、判断していきたいと考えています。

●意見2

環境首都を目指していることから、駐車場を障害者用以外は設けないことや歩行者・自転車・公共交通機関利用者への配慮を求める意見

●市の考え方 拠点施設の計画地周辺の都市計画道路は、自転車や歩行者などが利用しやすい道路の整備を予定しています。あちこちのバスなどの公共交通機関の利用促進を図るなど、自動車利用の抑制については今後検討していきたいと考えています。駐車場については、既存の周辺駐車場と連携を図ることが、今後の検討課題と考えています。

安城市新図書館基本計画(案)

●提出数 10人(15件)

■主な意見と市の考え方

●意見1 新図書館の基本方針について、「生活の役に立つ図書館」を目指し、また、情報格差を解消し、あらゆる課題の解決を応援する、市民のお助け相談所となるべき使命を図書館は負うと思います。

あらゆる人が「困ったときは図書館へ」という「知る権利、学ぶ権利、読む権利」を保障する社会システムとなるような図書館運営を考え方を中心としてほしい。

●市の考え方

図書館サービスには、本などを貸すだけではなく、市民が必要な資料や情報を、的確・迅速に得られることが求められます。そのため、すべての職員の連携と支援が不可欠です。新図書館の運営は、指摘の内容を考慮して検討していきます。また、情報格差の解消については、市民の書齋となるように、資料・調べもの相談窓口を設けるなどのサービスや運営体制を検討します。

●対応

計画(案)「資料・調べもの相談サービス」の項目に、「情報格差の解消を目指す」との記述を追加します。

問▼南明治整備課 ☎(71)2245 中央図書館 ☎(76)6111

3月29日(月)から 事務室の配置・ダイヤルイン番号を変更

事務室の配置を変更 商工課が北庁舎3階へ移動し、土地改良課と環境首都推進課が入れ替わります。

●北庁舎3階の配置図

階段	土地改良課
エレベーター	環境首都推進課
商工課	連絡通路
南明治整備課	
都市計画課	区画整理課
公園緑地課	

●問い合わせ 経営管理課 ☎(71)2205

●社会福祉課のダイヤルイン番号を変更

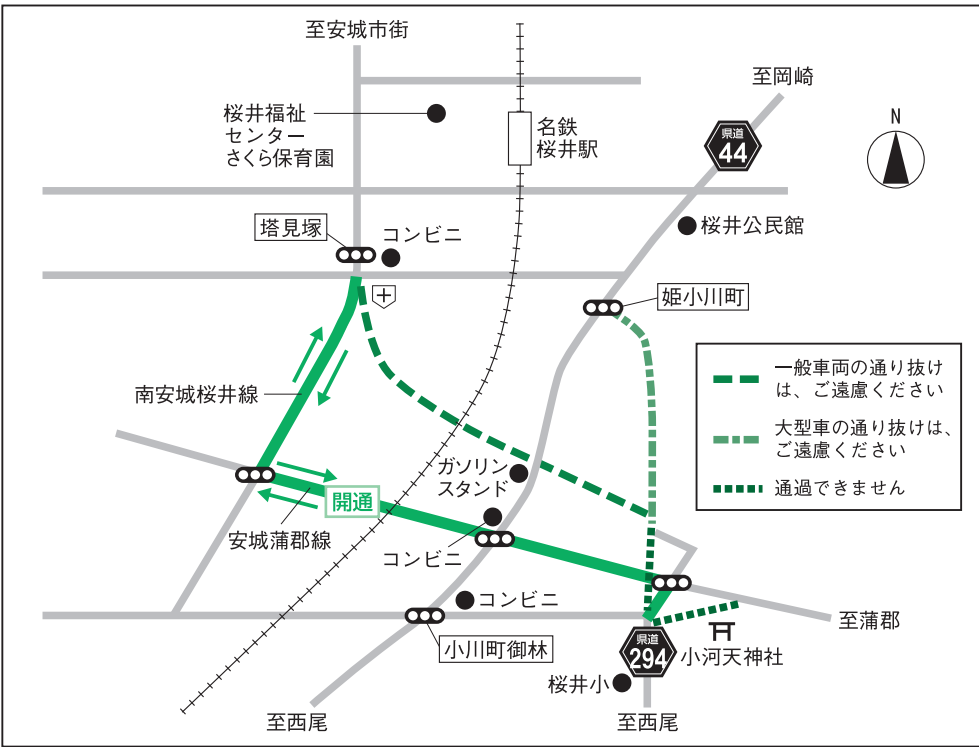
児童家庭係、高齢福祉係 ☎(71)2223 社会福祉係、生活保護係 ☎(71)2224 ●問い合わせ 行政課 ☎(71)2208

桜井土地区画整理内 南安城桜井線のルートを変更

桜井土地区画整理内の南安城桜井線(姫小川町地内ほか)と安城蒲郡線(小川町地内)の整備が完成し、桜井地区から蒲郡方面へのルートが、3月

27日(土)午前6時に切り替わります。

問▼区画整理課 ☎(71)2246



夕暮れから夜10時までには夜桜も楽しめます 安城桜まつり

●とき 3月20日(土)～4月11日(日) ※気候により変更あり。 ●ところ 安城公園(桜町)、城山公園(桜井町)、日の出公園(日の出町)

■写生大会

●とき 4月3日(土)・4日(日) 午前9時～午後4時 ●ところ 安城公園 ●対象 市内の小学生(来年度1～6年生になる児童) ●賞 最優秀賞各学年1人、度1～6年生になる児童

■写真コンテスト

●内容 今年の安城桜まつりや安城市内の桜を撮影したもので、未発表の単写真 ●サイズ 四つ切またはワイド四つ切

●賞 最優秀賞1人、優秀賞5人、入選10人、佳作15人(賞状と賞金) ●応募 4月19日(月)までに商工課へ

■さくらと安城七夕親善大使を写す会 ●とき 4月4日(日)午後1時～3時 ●ところ 安城公園

問▼商工課 ☎(71)2235

市民憲章の精神にもとづく活動を表彰します 安城市民憲章実践者をご推薦ください

●対象 安城市民で次の①～⑥に関しての功労・善行を継続的に行っている個人や団体 ①人命救助(過去1年以内)、奉仕活動など ②交通道徳、公共物愛護精神、その他公德心の実践普及 ③環境美化 ④青少年の健全育成、非行防止など ⑤文化・スポーツの高揚 ⑥子育て・家庭教育に関する

こと ※継続的の基準は次のとおり。 週1・2回程度実践 ↓5年以上継続 月1・2回程度実践 ↓10年以上継続 年1～6回程度実践 ↓15年以上継続

●応募 推薦書を持って、3月16日(火)～4月17日(土)午前9時～午後5時(月)、3月23日(火)を除く)に文化センターへ ※推薦書は同センター、市公式ウェブサイトで配布。

問▼文化センター ☎(76)1515